

近代

第13章 第二次世界大戦と日本 2. 日中全面戦争と第二次世界大戦 (1) 戦時体制と統制の強化

いりょうきつぷ
衣料切符

〈ウラ面〉



〈オモテ面〉



(鳥取県立博物館蔵)★

解説

衣料切符は、戦争が拡大し軍需物資が不足する中で行われた配給制度のもとで、衣料品が公平に分配されるように国民に割り当てられた証券で、1942(昭和17)年から1951(同26)年まで使用された。

背広50点、ワイシャツ12点、手拭い3点など、衣料品それぞれに点数が設定され、購入の際、代金と一緒に点数分の小切符(点数や品名が記された箇所)を切り取って渡し、当初は甲種(郡部在住者用で一人当たり80点)・乙種(都市生活者用で100点)の二種類が発行されたが、物資不足が深刻化した1944(昭和19)年には減点され、第一種(30歳未満用で50点)・第二種(30歳以上用で40点)に変更された。

画像は、1944年4月1日に鳥取県日野郡日野村に居住する13歳の女子に対して発行された第一種衣料切符である。有効期間は2年間で、裏面には戦争協力の呼びかけと使用上の注意が記されている。

なお、本資料には「14点」分の小切符と「手拭・タオル」などの制限小切符が残っているが、体験者の証言によると「切符とお金はあったが店に品物が無く、使うことができなかった」とのこと。定められた分も購入することができなくなった戦争末期の国民生活の窮状を、この使い残しの衣料切符は物語っている。

(担当：石田敏紀)

■教材(実物大の衣料切符)の作成方法

- ①画像ファイルを開く。
- ②衣料切符のオモテ面とウラ面の画像をA4用紙にカラー印刷する。
- ③②を切り取り、オモテ面とウラ面を貼り付ける。

参考資料

- ・鳥取県『鳥取県史 近代 第3巻 経済篇』(1969年)
- ・鳥取県『新鳥取県史資料編 近代5 行政2・社会・宗教』(2018年)

★の写真は教育活動以外での無断利用や転載を禁止します。

〈ウラ面の記載〉

注意(良く読んで下さい)

- 一、今年度は衣料切符の点数も少くなりましただので皆さんは今一層衣料品の消費節約と手持品の補修活用に心掛けられ決戦下の衣生活を戦ひ抜いて下さい。
- 二、衣料品を買ふ時は衣料切符から其の衣料品に付て定められた点数だけの小切符を切り取つてもらひ、之と引換へなければなりません。
- 三、タオル、手拭、靴下、足袋、縫糸などを買ふ時には小切符の外に制限小切符が要ります。制限小切符の要る衣料品は制限小切符に書いてある数量までしか買へません。
- 六、小切符及制限小切符は自分で衣料切符から切り離すと無効になります。
- 九、(略)衣料切符は他人に譲渡したり他人より譲受けてはいけません。